



2019年5月10日

各位

会社名 株式会社ジーンテクノサイエンス
代表者名 代表取締役社長 谷 匡治
(コード番号 4584 東証マザーズ)
問合せ先 執行役員 栄 靖雄
経営管理本部長
(TEL. 011-876-9571)

本社機能の移転に係る定款の一部変更並びに 東京事務所の移転及び子会社との拠点統合に関するお知らせ

当社は、業務効率化及び就業環境の改善を目的に当社東京事務所の移転を予定しております。加えて本日開催の取締役会において、子会社との連携強化を図るため、移転先の東京事務所に当社の本社機能を移転させ、併せて株式会社セルテクノロジーとの拠点統合（以下、「本件移転」といいます。）を決議いたしました。つきましては、2019年6月27日開催予定の第19回定時株主総会において定款の一部変更（本店の所在地等）を付議することといたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 東京事務所の移転及び子会社との拠点統合

(1) 新東京事務所の所在地

東京都中央区新川一丁目2番12号

(2) 移転及び拠点統合予定日

2019年6月1日(土)

2. 本件移転及び定款変更の目的

当社における経営構造改革の一環として、当社の人員増加及び業務効率化と就業環境の改善を図りつつ、株式会社セルテクノロジーとの連携強化を目的として両社の拠点を統合するものであります。加えて、当社の本社機能を2019年7月1日付で現札幌本社から東京事務所へ移転させることで、子会社を含めた迅速な意思決定及び効率的な経営体制の構築を行い、さらなる事業加速及び企業価値の向上を追求するものであります。なお、現札幌本社については、本社機能の移転後は札幌事務所とし、本件移転に係る関連対応が済み次第、今年度中に閉鎖する予定であります。

以上、これらの実施に伴い、定款の本店所在地を変更するものであります。また、変更履歴の和暦表記を西暦に改めること他、所要の変更を行うものといたします。

3. 定款変更の内容

(1) 変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行条文	変更条文案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を <u>札幌市</u> に置く。 第4条～第32条 (条文省略) (監査役の任期) 第33条 (条文省略) 2 (条文省略) 3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 4 (条文省略) 第34条～第47条 (条文省略) (新設)	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を <u>東京都中央区</u> に置く。 第4条～第32条 (現行どおり) (監査役の任期) 第33条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 4 (現行どおり) 第34条～第47条 (現行どおり) <u>附則</u> <u>第3条(本店の所在地)の変更は、2019年7月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は、第3条の効力発生日経過後削除されるものとする。</u>

(2) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2019年6月27日(予定)
定款変更の効力発生日	2019年6月27日(予定)

4. 今後の見通し

本件に伴う2020年3月期の業績への影響は軽微の見通しです。

以上